

由書五千枚、紙布するごと同時に要求書を提出した。

要求書提出に就て

負傷したのはお前の過失だ。本來勞務に服する事の能ない不具者が解雇されても詫方がないのが會社は特別の情を以て使つて造るのだから三十五錢位減給されたて夫れを兎や角言ふ、お前の不爲だから我慢しろ。會社の當事者がベルトで片腕を折られた私達の同僚の一人に放言したのである。加之常々たる會社の職工が公務の爲め負傷して充分の療養を受けることはも能きないで縣立病院の施療を受けてゐる三いふに至つては言語同様である。亦既に、不具のみならず者に『會社は絶対に解雇はしない、自分云ふ生れた證人が居れば何より確實な證據ではないか』。Aの當事者が言質を與へて置いて居るにも拘らずBの當事者は否會社は都合に依つては何時解雇するかも解らない』と言明してゐる。ヨク資本家は横暴だ耳にするが幾等横暴でも、マサカ斯様な冷酷な而から人道を無視した取扱ひをする會社が何處の世界に在るであらうか。幾等柔順な吾々でも、斯うした機器・商品・動物に對するやうな待遇を受けて黙してゐる事は断じてできない。達者で働いて居る時はイ、として、吾々は生身の體である何日如何なる事で腕を折られ指をもぎ取られ杯して生れもつかぬ不具者ミなつた時を想到したら不安で不安で仕事もロクノヽ確實な保證を得なければならぬ事を痛感し茲に吾々の一興論に依つて要求書を提出した所であります。今に至つて氣がついて見れば會社の制度諸は、何れも是れも不満足なものばかりで、要求した各條項は、他の會社では既に施行されてゐるものばかりであつた、吾々は徒らに爭議を起さん

一〇四

が爲め要求書を提出したものではなく、實に上述の如き餘義なき事情の爲めに起つた事を茲に明かにする次第である。

大正十一年九月

日本労働總同盟神戸聯合會
鎌木經營日沙商會親睦會

而して要求書を提出した。要求條例は、十項餘からなるが、最も重要な點は左の六ヶ條である。
一、公務の爲め不具者ミなつたる者に對しては絶対に解雇及減給せざること
二、公務上の負傷及び病氣の場合は攝津病院にて治療を受けしめるこそ
三、公務の爲め死亡したときは三百六十日分の手當を支給すること
四、公務負傷及び病氣の爲め休養中は從來の手當五分を一人ミすること
五、解雇手當制定發表
六、定期昇給の施行
右に對し會社は、十四日回答すること、なり就業しつゝ、回答を得た。九月十四日會社は左の如き回答を發表して解決した。
一、不具者に對しては會社の正意を信じてゐて下さい
二、東明病院・佐野病院にして下さい
三、公務死業者には三百六十日分支給します(貢微)
四、公傷公病の休養中は百分の八日分支給します
五、解雇手當は會社の内規ですから發表出来ません
六、此の場合定期昇給は不可能です

一〇五